

プラットフォームサービスに関する研究会（第51回）

令和5年12月12日

【木村利用環境課課長補佐】 宋戸座長、定刻となりましたのでよろしくお願いいたします。
ます。

【宋戸座長】 承知しました。本日も皆様、お忙しいところ、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。定刻でございますのでプラットフォームサービスに関する研究会の第51回会合を開催させていただきます。

本日の会議につきましても、ウェブ会議システムにより開催させていただいております。議事に入る前に、事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項について御案内がございますので、よろしくお願いいたします。

【木村利用環境課課長補佐】 総務省総合通信基盤局利用環境課の木村でございます。それでは、ウェブ開催に関する注意事項等を御案内させていただきます。

まず、本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただいております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいておりますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。また、本日の会議につきましては記録のため録画をさせていただきます。

次に、構成員におかれましてはハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュート（オフ）にして、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。

御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て座長から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。

発言する際にはマイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフにお戻しく下さい。

接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。

そのほか、チャット機能で随時、事務局や座長宛てに連絡を頂ければ対応させていただきます。

本日の資料は、本体資料として資料1を用意しております。

注意事項は以上になります。

なお本日、山本構成員は20分ほど遅れての御参加、新保座長代理、手塚構成員は御欠席と伺っております。

それでは、これ以降の議事進行は宍戸座長にお願いしたいと存じます。宍戸座長、よろしくお願いたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、本日の議事の進め方について私から御説明申し上げたいと思います。

本研究会におきましては第二次取りまとめ以降、誹謗中傷等の違法・有害情報対策につきましてはワーキンググループを設置して議論をしてまいりました。また、偽情報対策につきましてはこの親会で、また利用者情報の取扱いに関しましては、9月から10月にかけてだったと思いますけれども、モニタリングを実施するなどをしてまいりましたところでございます。本日は、それぞれの議論を受けました第三次取りまとめ案につきまして、事務局より御説明をいただきたいと思っております。

資料1を御覧いただきたいと思いますが、第1部から第3部までの3部構成となっております。第1部は先ほども申し上げましたとおり、昨年12月より誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループで議論を行ってまいりました、誹謗中傷を含む違法・有害情報への対策に関する方向性を取りまとめたものでございます。第2部、偽情報への対策については、第2次取りまとめ以降の本研究会で御議論いただいた偽情報への対策についての取りまとめでございます。第3部、利用者情報の適正な取扱いの確保についてと、それぞれこの研究会での議論を取りまとめたということでございます。

それぞれ関連はいたしますが、一定程度独立性がございますので、第1部、第2部、第3部と区切ってそれぞれ事務局から御説明を頂き、意見交換を構成員の皆様より頂く形で進めさせていただきたいと思っております。

それではまず、資料1のうち第1部、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策についてを事務局より御説明いただき、その後、質疑を行いたいと思っておりますので、御説明よろしくお願いたします。

【木村利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。そうしましたら第1部、誹謗中傷を含む違法・有害情報への対策について、御説明をさせていただきたいと存じます。

こちらの第1部でございますけれども、第1章から第5章まで5章構成となっております。まず、第1章でございます。誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループの開催と題しておりますけれども、誹謗中傷等対策ワーキンググループとここ

ではお呼びしますが、ワーキンググループでは誹謗中傷等の違法・有害情報への対策を主な論点とした上で、専門的な観点から集中的に構成員の先生方に御議論をいただいております。こちらの第1章では、主にそのワーキンググループの設置経緯及びワーキンググループにおける議論の経過について記載をしているところでございます。こちら、第1章となっております。

続いて、第2章の御説明に移ります。誹謗中傷等対策ワーキンググループの検討の背景と題した章でございます。こちらについては、誹謗中傷等対策ワーキンググループにおける御議論の前提について記載をしているところでございます。具体的に申し上げますと、まず誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報の流通は引き続き深刻な状況にあることと、これまでの政府による制度改正等の取組、こういったものを御紹介させていただいた上で、そうした取組の一方で被害者からは投稿の削除について相談が多い点、指摘させていただいております。

これらを踏まえまして、プラットフォーム事業者による自主的な削除が迅速かつ適切に行われるようにすることが必要であることといった点を記載させていただいている次第でございます。

続きまして、第3章以降がワーキンググループでの御議論を踏まえた取りまとめの内容となっております。まず、第3章でございますけれども、プラットフォーム事業者の対応の迅速化に係る規律でございます。まず、前文といたしまして、不特定の者が情報を発信し、これを不特定の者が閲覧できるサービス、ここではプラットフォームとこれを呼ばせていただきたいと思っておりますけれども、こうしたサービスについては情報交換や意見交換の交流の場として有効であるものの、誰もが容易に発信し、拡散できるため、違法・有害情報の流通が起きやすく、それによる被害及び悪影響は即時かつ際限なく拡大し、迅速になりやすいと、また、プラットフォーム事業者の中には削除対応等の取組が不十分であるものがあるといった指摘を頂戴しておりました。

具体的には、プラットフォーム事業者による利用規約等に基づく削除について、例えば利用者にとって削除の申請窓口や申請フォームが分かりにくい、受付や判断結果について必ずしも通知がなされていない、事業者による削除の基準が不透明、そういった課題を指摘いただいていたところでございます。こうした課題に対しまして、プラットフォーム事業者の誹謗中傷等を含む情報の流通の定義に係る責務を踏まえ、法制上の手当てを含め、プラットフォーム事業者に対して以下の具体的措置を求めることが適当であると書かせて

いただいているところでございます。

ここから、具体的措置とはというところで各種措置が並んでいく構成となっているところでございます。まず、具体的措置の1つ目でございますけれども、措置申請窓口の明示でございます。窓口については、被害者等から所在が分かりにくい、日本語での申請が困難、十分な理由の説明ができないといった指摘を頂戴しておりました。これらを踏まえまして、プラットフォーム事業者に削除申請の窓口や適切手続の整備を求めることが適当であるとお示しをいただいたところでございます。その際ですけれども、被害者等が削除の申請等を行うに当たって日本語で受け付けられるようにすること、これには申請等の理由を十分に説明できるようにすることも含むと書かせていただいておりますけれども、こういった点ですとか、申請等の窓口の所在を明確かつ分かりやすく示すこと、こういった申請方法が申請者に過重な負担を課するものとならないようにすることが適当であるとお示しをいただいているところでございます。

続きまして、具体的措置の2点目でございます。受付に係る通知となります。申請等が受け付けられたか否かに係る通知がないと申請をされた方、申請者はプラットフォーム事業者における認識の有無を把握することができない、こういった指摘をワーキンググループの御議論の中で頂戴をしていたところでございます。こうしたことから、プラットフォーム事業者が申請等を受けた場合には、申請者に対して受付通知を行うことが適当であるとお示しをいただいているところでございます。

その際ですけれども、後ほど御説明を差し上げます申請の処理に関する期間の定めにおきまして、原則として一定の期間内に対応が求められることを踏まえまして、プラットフォーム事業者が当該申請等を受け付ける日時が申請者に対して明らかとなるようにすることが適当であるとお示しをいただいたところでございます。

次に具体的措置の3点目、運用体制の整備でございます。こちらについては、プラットフォーム事業者における削除の実施に係る運用体制について、日本の文化・社会的背景を踏まえた対応がなされるよう整備を求めるべきといった指摘を頂戴しておりました。これを踏まえまして、プラットフォーム事業者は自身が提供するサービスの特性を踏まえつつ、日本の我が国の文化・社会的背景に明るい人材を配置することが適当であるとおまとめいただいたところでございます。

あわせて、プラットフォーム事業者の自主性や負担に配慮し、こうした人材配置につきましては日本の文化・社会的背景を踏まえた対応がなされるために、必要最低限のも

のみ求めることが適当であるとお示しをいただいたところでございます。

続きまして具体的措置4点目、申請の処理に関する期間の定めでございます。こちらについては、プラットフォーム事業者が申請に係る投稿が申請者の権利を侵害しているかどうかの判断に時間がかかるのであれば、その旨及びその理由について申請者に対して説明をするべきだとの意見を頂戴しておりました。こういった点を踏まえまして、基本的にはプラットフォーム事業者に対し一定の期間内に削除した事実、またはしなかった事実及びその理由の通知を求めることが適当であるとお示しをいただいたところでございます。

その際ですけれども、事業者による的確な判断の期間を損なわないように、発信者に対して意見等の照会を行う場合ですとか、専門的な検討を行う場合、そのほかやむを得ない理由がある場合には、一定の期間内に検討中である旨及びその理由を通知した上で、一定の期間を超えての検討を認めることが適当であるとお示しいただきました。

なお、後ほど御説明を差し上げます判断結果及び理由に係る通知を踏まえますと、プラットフォーム事業者が一定の期間を超えて検討を行った後に判断を行った際においても申請者に対して対応結果を通知し、削除が行われなかった場合には、その理由をあわせて説明することが適当であるとおまとめいただいたところでございます。

この一定の期間の具体的な日数についてでございますけれども、こちら、アンケート結果によりますと、プラットフォーム事業者による不対応が1週間より長い期間続いた場合に許容できないとされる方の割合が8割超に上ることですとか、誹謗中傷等の権利侵害について事業者が認識した事案において実務上、1週間程度での削除が合理的であると考えられるといった点を踏まえますと、1週間程度とすることが適当であるとお示しをいただいたところでございます。ただし、刻々と変化する情報通信の技術状況に鑑みまして、期間を定めるに当たっては一定の余裕を持った期間設定が行われることが適当であると、あわせてお示しをいただいたところでございます。

具体的措置、5点目になります。判断結果及び理由に係る通知でございます。こちら、申請等に基づく対応結果に係る通知がないと、申請等に対する対応状況や削除が実施されなかった場合に申請方法が悪かったのか、証拠が不十分だったのか、こういったことを申請者において把握することが難しく、異議申立て等が困難である、こういった指摘を頂戴しておりました。これを踏まえまして、プラットフォーム事業者が判断を行った場合には申請者に対して対応結果を通知し、削除を行わなかった場合にはその理由をあわせて説明することが適当であるとおまとめをいただいたところでございます。

その際ですけれども、申請件数が膨大となり得ることも踏まえて、過去に同一の申請が行われていた場合等の正当な理由がある場合には、判断結果及び理由の通知を求めないことが適当であるとあわせてお示しをいただきました。

ここまで御説明差し上げてまいりました迅速化に係る規律の対象範囲について、この章の最後でまとめさせていただいております。まず、対象範囲の1点目、対象とする事業者でございますけれども、この迅速化に係る規律の対象とする事業所の範囲については、違法・有害情報が流通した場合の被害の大きさですとか、事業者の経済的活動や表現の自由に与える影響、削除の社会への影響等を踏まえまして、権利侵害情報の流通が生じやすい不特定者間の交流を目的とするサービスのうち、一定規模以上のものに対象を限定することが適当であるとお示しをいただきました。

あわせて、定性的な要件につきましては、権利侵害情報の流通の生じやすさから、不特定者間の交流を目的とすることに加えて、他のサービスに付随して提供されるサービスではないことも考慮することが適当であるとお示しをいただいたところでございます。

規模について、定量的な観点でございますけれども、サービスによっては必ずしも利用者登録を要しないことを踏まえまして、アクティブユーザー数や投稿数といった複数の指標を並列的に用いて捕捉することが適当であるとおまとめいただきました。このような指標の具体的なデータの取得に当たってでございますけれども、まずは事業者の皆様から直接報告を求めることが適当であるというところをお示しいただきました。

他方で、事業者からの報告が望めない場合等におきましては、ほかの情報を基に数値を推計することが適当であるとあわせてお示しをいただいたところでございます。

また、内外無差別の原則を徹底する観点から、エンフォースメントを含め海外事業者に対しても国内事業者と等しく規律が適用されるようにすることが適当であるとお示しをいただきました。

対象範囲の観点、2つ目になります。対象とする情報でございます。こちらについては、この誹謗中傷等対策ワーキングにおいて誹謗中傷等を念頭に議論が進められてきたことを踏まえすと、この迅速化に係る規律の対象となる情報の範囲には誹謗中傷等の権利侵害情報を含めることが適当であるとお示しをいただきました。これに加えまして、個別の行政法規に抵触する違法情報ですとか、有害情報を対象に含めるといったことも考えられるところでございます。

他方で、個別の行政法規に抵触する情報については、行政法規については行政機関でな

ければその適用の可否の判断が困難であるとともに、個別具体的な行政法規の立法過程において保護法益と特定の情報の流通を制限する利益との衡量が図られるべきであるとお示しをいただきました。加えて、受信者の属性や文脈によって外延が変化する有害情報につきましても、法律上の定義が困難であること等から、法的な枠組みの中でこの迅速化に係る規律の対象として位置づけることは慎重であるべきであるとお示しをいただきました。これらを踏まえまして、この迅速化に係る規律については、その対象となる情報の範囲を誹謗中傷等の権利侵害情報に限定することが適当であるとおまとめいただいたところでございます。

続きまして第4章、プラットフォーム事業者の運用状況の透明化に係る規律について御説明をしております。こちらの透明化に係る規律につきましても、プラットフォーム事業者の誹謗中傷等を含む情報の流通の低減に係る責務を踏まえ、法制上の手当てを含め、プラットフォーム事業者に対して以下の具体的措置を求めることが適当であると、冒頭お示しをいただきました。その具体的措置の内容が以下、続いていくといった構成となっております。

まず、1つ目になりますけれども、削除指針でございます。プラットフォーム事業者の利用規約等に基づく削除等に関しては、本プラットフォームサービスにおける研究会においてヒアリングも実施していただいておりますし、また、被害者等からの指摘によりますと、削除等の基準が必ずしも明らかではない事業者も存在すると思われるといったところを御指摘いただきました。特に海外事業者につきましては、ポリシーがグローバルに適用される前提で作成されていることもありまして、削除等の基準が日本の法令や被害実態に即していない、事業者による削除等の基準が不透明である、こういった指摘を頂戴しておりました。

こういった点を踏まえまして、利用者にとっての透明性、実効性の観点から、削除等の基準について海外事業者、国内事業者を問わず、投稿の削除等に関する判断基準や手続に関する削除指針を策定し、公表させることが適当であるとお示しをいただきました。加えまして、新しい指針や改定した指針の運用開始に当たっては、事前に一定の周知期間を設けることが適当であるとお示しをいただいたところでございます。

この削除指針の策定、公表に当たってでございますけれども、日本語で利用者にとって明確かつ分かりやすい表現が用いられるようにするとともに、日本語の投稿に適切に対応できるものとするのが適当であるとおまとめいただきました。また、プラットフォーム

事業者が自ら探知した場合ですとか、特定の者から申出があった場合等、削除等の対象となった情報をプラットフォーム事業者が認知するに至る端緒の別に応じて、できる限り具体的に投稿の削除等に関する判断基準や手続が記載されていることが適当であるともお示しいただいたところでございます。

その際ですけれども、削除指針をあまりに詳細に定めて公表することによって、悪意ある投稿者によって削除指針を参考に削除等の対象となることを避けながら投稿するという悪用が行われ得る、こういった指摘も頂戴しておりました。これを踏まえまして、過度に詳細な記載までは求めないことが適当であるとあわせてお示しをいただいております。ただし、個人情報の保護等に配慮した上で、実際に削除指針に基づき行われた削除等の具体例を公表することで、利用者に対する透明性を確保することが適当である点もお示しいただいたところでございます。

続いて、透明化に係る規律に係る具体的措置2点目になります。発信者に対する説明でございます。プラットフォーム事業者が投稿の削除等を講ずるとき、対象となる情報の発信者に対して投稿の削除等を講じた事実及びその理由を説明することが異議申立ての機会の確保等の観点から重要、こういった指摘も頂戴しておりました。これを踏まえまして、プラットフォーム事業者が投稿の削除等を講ずるときには、対象となる情報の発信者に対して投稿の削除等を講じた事実及びその理由を説明することが適当であるとお示しをいただきました。

この理由の粒度についてでございますけれども、削除指針におけるどの条項等に抵触したことを理由に削除等の措置が講じられたのか、削除指針との関係、これを明らかにすることが適当であるとお示しをいただきました。加えまして、過去に同一の発信者に対して同様の通知等の措置を講じていた場合ですとか、被害者の2次的被害を惹起する蓋然性が高い場合、こういった正当な理由がある場合には、発信者に対する説明を求めないことが適当であるともお示しをいただいたところでございます。

続きまして具体的措置3点目、運用状況の公表でございます。こちらについて、プラットフォーム事業者の削除等の取組状況に関しては、昨年2022年にプラットフォームサービスにおける研究会、本研究会において実施をしたヒアリング結果ですとか、被害者等からの指摘によりますと、その運用状況は必ずしも明らかではないと考えられるといった点、指摘をいただいております。このため、プラットフォーム事業者の説明責任を確保する観点から、諸外国の取組も踏まえつつ、事業者の取組や削除指針に基づく削除等の状況を

含む運用状況の公表を求めることが適当であるとおまとめいただいたところでございます。

公表の対象とする事項についてでございますけれども、これまで説明を差し上げてまいりました、迅速化に係る規律で申し上げた具体的措置、5点ほどございました。これらに加えて、透明化に係る規律のうち、これまで説明差し上げてまいりました削除指針と発信者に対する説明、これらが利用者にとって重要性の高い事項について一定の措置を求めていることを踏まえ、これらの運用状況の公表を求めることが適当であるとおまとめをいただいたところでございます。

続きまして4点目、運用結果に対する評価でございます。こちらについては、運用結果に対する評価に当たっては個人情報や秘匿性の高い情報に対して配慮した上で、外部からの検証可能性を確保し、客観性や実効性を高めることが望ましいとおまとめをいただきました。

続いて5点目、取組状況の共有でございますけれども、違法・有害情報の全体の流通状況ですとか、プラットフォーム事業者をはじめとする各ステークホルダーにおける取組状況については、引き続き継続的かつ専門的に把握、共有することが望ましいとおまとめをいただきました。

最後に、この透明化に係る規律の対象範囲でございます。こちらについても観点が2点ほどございます。まず1つ目、対象とする事業者でございますけれども、こちらについては迅速化に係る規律における整理が透明化に係る規律についても妥当するということから、透明化に係る規律についても迅速化に係る規律と同じ範囲に対象事業者を限定することが適当であるとお示しをいただきました。

観点の2点目、対象とする情報でございますけれども、まず冒頭で、この誹謗中傷等の対策に関するワーキンググループでは誹謗中傷等を念頭に議論が進められてきたことを踏まえ、この透明化に係る規律の対象となる情報の範囲には、誹謗中傷等の権利侵害情報を含めることが適当であるとまずお示しをいただきました。

加えまして、利用者のサービス選択ですとか利用に当たっての安定性、予見性、こういったものを確保する観点からは、情報の種類いかんに関わらず、プラットフォーム事業者が削除等の措置を行う対象となる情報についてプラットフォーム事業者の措置内容を明らかにすることが適当であるとお示しをいただきました。

これらを踏まえ、この透明化に係る規律において対象とする情報の範囲については、削除等の対象となる全ての情報とすることが適当であるとお取りまとめをいただいた

ところでございます。

ここまでが透明化に係る規律の御説明でございました。

最後に第5章というところで、プラットフォーム事業者に関するその他の規律について御説明をしております。まず1点目、個別の違法有害情報に関する罰則付の削除義務でございますけれども、このような個別の情報に関する罰則付の削除義務を課すことは、利用者の表現の自由に対する制約をもたらすおそれがあること等から慎重であるべきであるとお示しをいただいたところでございます。

続きまして、個別の違法・有害情報に関する公的機関等からの削除要請でございますけれども、こうした要請に応じて自動的・機械的に削除することをプラットフォーム事業者に義務づけることについては、利用者の表現の自由を実質的に制約するおそれがあるため、慎重であるべきであるとお示しをいただきました。

続きまして3点目、違法情報の流通の監視でございます。こちら、細かく3つに分かれております。まず1つ目、違法情報の流通の網羅的な監視でございますけれども、プラットフォーム事業者に対し、違法情報の流通に関する網羅的な監視を法的に義務づけることについては、行政がプラットフォーム事業者に対して検閲に近い行為を強いることとなり、利用者の表現の自由に対する実質的な制約をもたらすおそれがあるため、慎重であるべきであるとお示しをいただきました。

続いて、繰り返し多数の違法情報を投稿するアカウントの監視でございますけれども、プラットフォーム事業者に対し、特定のアカウントを監視するように法的に義務づけることについては、先ほども御説明申し上げた網羅的な監視と同様の懸念があるため、慎重であるべきであるとおまとめいただきました。

3点目、繰り返し多数の違法情報を投稿するアカウントの停止・凍結に関してでございますけれども、このような義務づけについても表現の事前抑制の性質を有しているため、慎重であるべきであるとお取りまとめいただいたところでございます。

続きまして、権利侵害情報に係る送信防止措置請求権の明文化でございます。こちら、人格権を侵害する投稿の削除を求める権利は判例法理によって認められておりますため、一定の要件のもとで権利侵害情報の送信防止措置を請求する権利を明文化することも考えられるところでございます。当該権利の明文化によるメリットといたしましては、被害者が削除請求できると広く認知されて請求により救済される被害者が増えること、2点目に、特に海外事業者に対して削除請求に応じる義務の存在が明確化され、対応の促進が図られ

ること、3点目に、人格権以外の権利利益、例えば営業上の利益が違法に侵害された場合であっても請求が可能であることが明確化されること、こういった点が指摘されておりました。

一方でデメリットといたしましては、まず1つ目に、裁判例によれば特定電気通信役務提供者が送信防止措置の作為義務を負う要件は被侵害利益やサービス提供の態様などにより異なるため、請求権を明文化するとしても抽象的な規定とならざるを得ず、期待される効果は生じないのではないかといった点を指摘いただいております。2点目に、安易な削除請求の乱発を招き、表現の自由に影響を与えるのではないかと、3点目に、安易な削除請求の乱発の結果、削除請求の裁判の実務に混乱が生じるのではないかと、4点目に、著作権法第112条ですとか、不正競争防止法第3条などの個別法における差止請求の規定との整合性に課題があるのではないかと、こういった点を指摘いただいております。

これらを踏まえまして、こうしたメリット、デメリットを示した上で、ユーザーアンケートを実施させていただきましたけれども、法律での明文化に対する考え方として全体の半数弱、47.7%の方が、メリット、デメリットそれぞれ複数にあることから、慎重な議論が必要であるといった御回答を寄せてくださいました。これらを踏まえまして、権利侵害情報の送信防止措置を請求する権利を明文化することについては、引き続き慎重に議論を行うことが適当であるとお取りまとめをいただいたところでございます。

続いて5点目になりますけれども、権利侵害性の有無の判断の支援でございます。こちらにも3つに細かく分かれております。1つ目、ノーティスアンドテイクダウン、権利侵害性の有無の判断を伴わない削除でございます。内容にかかわらない自動的な削除、これが表現の自由に与える影響等を踏まえますと、こうしたノーティスアンドテイクダウンの導入については慎重であるべきであるとおまとめをいただきました。

続いて、プラットフォーム事業者を支援する第三者機関でございますけれども、プラットフォーム事業者の判断を支援するため、公平、中立な立場からの削除要請を行う機関といった第三者機関が法的拘束力や強制力を持つ要請を行おうとした場合、これらの機関は慎重な判断を行うことが想定されることですとか、その判断については最終的に裁判上、争うことが保障されていることを踏まえますと、必ずしも裁判手続と比べて迅速になるとも言いがたい。こういった点を踏まえまして、こうした第三者機関を法的に整備することについては慎重であるべきであるとお取りまとめをいただきました。

3点目に、裁判外紛争解決手続、ADRについて記載をさせていただきますけれども

も、こちらについては憲法上保障される裁判を受ける権利との関係などからADRを法的に整備することについては慎重であるべきであるとおまとめをいただきました。

最後に、その他というところでおまとめしている部分になりますけれども、こちらも細かく4つに分かれます。1つ目、相談対応の充実でございます。こちらについては、引き続き関連する相談機関間の連携を深め、相談機関間の相互理解による適切な案内を可能にすることや知名度の向上を図ることが適当であるとお取りまとめいただきました。

続いて、DMによる被害への対応でございます。こちらについては、現行の発信者情報開示制度が、情報が拡散され、被害が際限なく拡大するおそれがあることに着目をして、不特定の者に受信されることを目的とする通信を対象とする規定となっているものでございますので、その根本的な見直しを必要とする事情があるか否かについて、生じる被害の法的性質も考慮しながら、引き続き状況の把握に努めることが適当であるとお示しをいただきました。

続いて3点目、特に青少年にまつわる違法・有害情報の問題でございますけれども、こちらについては諸外国における取組のほか、日本における関連する機関や団体等における検討状況について、引き続き把握及びその対策の検討に努めることが適当であるとお示しをいただきました。

4点目、その他炎上事案への対応というところで、個々の投稿に違法性はないものの、全体として人格権を侵害している投稿群の事案、こちらを炎上事案とここでは言わせていただいておりますが、こうしたものについては人格権侵害の成否をめぐる議論の動向に注視をしつつ、引き続きプラットフォーム事業者の自主的取組を促進することが適当であるとお示しをいただきました。

最後になりますけれども、こうした第5章において法的に義務づけをすることについては慎重であるべきだとされた事項につきましても、プラットフォーム事業者が利用規約等に基づいて適切な場面において自主的に行うことは妨げられないと考えられるといった付言をして、第1部を締めくくらせていただいております。

以上で、第1部の御説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただいた内容について、構成員の皆様方から御意見を頂きたいと思っております。御質問、御意見のある方はチャット欄で私にお知らせいただきたいと思います。いかがでございましょうか。グループでは約1年間にわたって議論を重ねて、この場には親会でワーキンググループのメンバ

一も兼ねていただいた先生も大勢おられます。また、この親会にワーキンググループの議論の進捗については適宜、御説明もさせていただいてきたところでございます。今のところ、お手が3人から挙がっておられますので、順次御発言をいただきたいと思います。

まず、森構成員お願いいたします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。必要なことについて、しっかりと取りまとめをしていただいたと思います。その上で一つ、テーマとして申し上げたいのは対象範囲ですね。どういう情報を対象にするのかというところについて申し上げたいと思います。

まず、迅速化、透明化のところなんですけれども、迅速化の対象は権利侵害情報であるとお書きいただきまして、これは全くごもつともだと思いました。権利侵害情報でしたよね。権利侵害情報という書き方をさせていただいたんじゃないかと思いますが、対象とする情報、誹謗中傷等の権利侵害情報を含めることが適当であるとしていただきました。

これは趣旨としては、必ずしも違法ではない情報までは含めない、有害情報ですとか、それは偽情報も含まれるんだと思いますけれども、そういうことは含まないということかと思っていて、権利侵害情報については、それはそもそも違法なんだから早くやっってもらうということが原則であるということだと思いますし、また、その救済の必要ということがあるわけですね。なるほど。行政法規も含まれないということですけども、行政法規と権利侵害情報の違いは、権利侵害においては救済されるべき人がいることから早くやっってもらう要請というものがありますので、そのようにしていただいていると、これは非常に適当なことだと思います。

この権利侵害には当然、誹謗中傷のみならず著作権侵害も含まれるということ、今の被害者救済という観点から、それが当然のことかと思しますので、そのような解釈でお進めをいただければと思います。

他方で透明化となりますと、これは幅広くプラットフォームが介入したもの、プラットフォームが削除したものについては、これは表現の自由等の関係で透明化していただく必要がありますので全てでやると、削除等の対象となる全ての情報とすることが適当としていただきました。これも誠に結構なことであったかと思えます。

必ずしも対象範囲プロパーの話ではないんですけれども、私が再々申し上げております送信防止措置請求権の明確化、第5章の4、18ページのところですけれども、これは今回は慎重に検討するという結論だったかと思えますけれども、引き続き慎重に議論を行うと

ということだったかと思いますがけれども、私は、これは前向きにお進めいただいていいと考えています。

というのは、昔と差止めをめぐる状況が、従来の紙の出版とはかなり違ってきているということですね。もちろん表現の自由と権利侵害、被害者の権利という大きな対立構造の点では同じなんですけれども、出版物の回収の場合は、私も事件として担当したことがありますけれども大騒ぎになるわけですね。書店から回収する、あるいは印刷をとめるみたいなことになりまして、出版側の手間暇というのは結構計り知れないものがあるわけですが、それとインターネットは違うわけでございます。

また、表現の場ということについても、SNSのようなものはたくさん出てきていますので、どこかで何かを削除されたからといって表現が非常に困難になることは今の時代にはないということですので、そのことを差止請求権自体もともとあるんだよと、そして、インターネットにおいてはこういう条件であるべきだと、新しい観点を加えて法制化することは適当なのではないかと思っています。これは言ってみれば、プロバイダ責任制限法で損害賠償請求について整理をしたというのとほぼ同じ、プロ責法の場合は損害賠償請求、そして新しい立法の場合は差止請求ということですね。そういうことを御検討いただいていいのではないかと、現代的状況を盛り込んだものをつくっていただいていいのではないかと思います。

その文脈で対象情報について一つ申し上げますと、2番目の段落の、一方でデメリットとしての④のところ、著作権法第112条や不正競争防止法第3条などの個別法における差止請求との整合性に課題があるのではないかと御指摘がありましたけれども、これは、そんなことはないのではないかと申し上げます。

既に明文において差止請求が認められている分野については、これはその明文に従った解釈論、それから判例の積み重ねというのがあるわけございまして、それに従ってお進めいただければいいので、そういうものを除いた形で差止請求権の明文化というものをやるのが適当であろうと、著作権法の議論に引きずられると、著作権法の差止請求の中には表現の自由との調整がないのではないかと私は思っておりまして、例えば公共の関心事であるとか、公益目的であるとか、そういうことが差止めされない理由になるのか、阻却事由になるのかということもそんなこともないのではないかと理解しておりますので、その著作権法の差止請求のような考え方を誹謗中傷に持ってくるのは正しくないと思っています。

ですので先ほどの透明化、迅速化のところについては、これは全ての権利侵害を横断的

にホリゾンタルに考えていただく必要がありましたけれども、この差止請求の明文化というところについては、これは個別の権利侵害によってパーティカルに分野ごとに考えていただくことが適切なのではないかと考えておりますし、また、この差止請求についての明文化は慎重に議論を行うということですが、もう少し前向きに前倒しでやっていただいてもいいのではないかと考えております。

以上です。

【宋戸座長】 森先生、ありがとうございました。次に寺田構成員、お願いいたします。

【寺田構成員】 よろしくお願いいたします。表現の自由とか他の法令との重複との関係ということで非常に難しい対応となる所、丁寧に議論していただき、誠にありがとうございます。

おおむね同意しておりますが、2点ほど意見がございます。まず1点目が12ページです。迅速化の規律の対象範囲、こちらで対象事業者について、他のサービスに付随して提供されるサービスではないことも考慮すべきことが適当とされておりますが、こちら、例えばニュースサイトとかQ&Aサイト、こういったところでの被害もかなり目立つところだと思っております。ですので、対象事業者については今後さらに検討していただきたいと思っております。

2点目が15ページになります。透明化の規律のところでは運用結果の評価、こちら、外部からの検証を確保とありますが、KPIの設定なのか、第三者による検証を求めるようなものなのか、こういったことも含めて実効性がある検証性とは何であるかということについてももう少し検討して、具体的な外部からの検証性というものについて検討する必要があるのではないかと考えています。

私からは以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。それでは続きまして大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】 大谷でございます。基本的に今回の取りまとめにつきましては大変丁寧で、しかも慎重に検討いただいたことが言葉の端々からも分かりまして、賛成の立場でございます。感想のようなことで恐縮ですが、2つほど意見を述べたいと思います。

一つは迅速化規律のところでございますけれども、10ページになるかと思っております。運用体制のところでは、これまでも削除等の対応をする方について、我が国の文化や社会的な背景に明るい人がどうも配置されていない可能性が高いのではないかという危惧を覚える事

案がたくさんございまして、それに対するものとして運用体制の整備の中にこういった言及を述べていただいたことは非常に有益だと思っております。

特に、昨今では同和地区の識別情報などについて、これは海外などにはなかなかない問題、蔑視の差別の問題ですので、こういった問題についても現在の日本の国内の考え方、社会的な背景などを十分に理解した人を配置していただくこと、これは必要最低限のものの中に含まれると思われまので、ぜひこのようにまとめていただいたことに沿ってプラットフォームの対応をお願いしたいと思っております。

次に、透明化規律の点でございますけれども、資料で言いますと14ページの辺りだっただと思いますが、発信者に対する説明ということでこの説明、非常に重要なものだと思っております。透明化の一番基本になる場所だと思っております。

ただ、その粒度について削除指針における、どの条項に抵触していたのかを明らかにすることがAIによる自動的なアルゴリズムによって対応した場合に削除指針との対応関係が必ずしもクリアに説明ができないケースも出てくるのではないかと考えられます。プラットフォームに御努力いただいてアルゴリズムの中でどのように対応したのか、指針との関係がうまく出力できるようなシステム改定を行っていただくとか、そういったことも必要になってくるのかもしれないですけれども、また、具体的な削除指針の書き方でプラットフォームの方にも過大な負担が及ばないように、何か調整をしていただければと思っております。

ただ、人が見たものであるか、あるいはAIによる自動処理なのかにかかわらず、コンテンツモデレーションの自動処理においても透明化が進むことが国際的にも求められている状況だと思っておりますので、このところを十分にさらに御検討いただければと思っております。

私からは以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。続きまして、木村構成員お願いいたします。

【木村構成員】 木村でございます。御説明ありがとうございます。私も現時点での対応としてはおおむね賛成でございますけれども、それに加えてということで2点意見として申し上げたいと思っております。

まず1点目は、対象の事業者の規模ですが、今回、割と大きな規模の事業者ということになっていますが、利用者から見た場合に、プラットフォームサービスを提供する際の当たり前のこととして、全ての事業者にこういうことをきちんとやっていただくのが原則で

はないかと考えております。すぐに規定するというのは、いろいろな事業者の事情もあるので無理ということであっても、推奨事項というか、こういうことが原則だという意識が広まることで誹謗中傷というのもどんどん対応がされていく、少なくなっていくのではないかと考えています。

もう1点は、事業者さんの対応窓口が充実していくことは大変望ましいと思いますし、回答までのいろいろな日程ですとか、いろいろなことを教えていただくということで、大変これは相談するほうにとっては望ましいと思っているのですが、それでもこちらが望んでいるような削除をしてもらえないですとか、いろんな行き違いというか、対応に不満が出てくる場合にどうしたらいいのかということが出てくると思います。

その場合、今回の報告書では第三者機関の整備は慎重にということになっていますが、利用者からすると裁判というのはかなりハードルが高いと思います。今回、報告書の中では相談機関の連携とありますけれども、事業者がきちんと対応してくださればもちろん必要ないのですけれども、対応してくれない場合ですとか、あと対応に不満がある場合に、どうしたらいいのかということが今後、検討していく課題と感じました。もちろん運用状況の公表というのは途中の報告書にもありますが、それでも拾い切れない苦情などがあると思いますので、今後また改めて検討していく必要があると思っております。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。御発言希望のある構成員、4方から御指摘、コメントを頂きましたけれども、さらに御発言の御希望の方はおられますでしょうか。よろしいでしょうか。御指摘を伺いまして、私がワーキンググループの主査であったからかもいたしませんけれども、基本的にはいずれもサポータティブな御発言を頂いた上で、この報告書案を前提にした上で今後、具体的に検討していくべき点、あるいは今後、検討していくべき課題についてしっかり議論を進めていくべきであるとか、具体的な対策を考えていくべきである、あるいは対応の迅速化等の制度整備的な論点について対象範囲はこれでもいいけれども、さらに多くの事業者がこれにコミットしてくれることを期待するという御趣旨の御発言が多かったかなと私としては受け止めたところでございます。ほかに、この第1部につきまして御発言等ございますか。よろしゅうございますか。

何か事務局から確認しておきたい点等ございますか。

【木村利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。事務局として考えていたことは宍戸座長に全て代弁していただいたと思いますけれども、例えば運用フェーズに係る検討

事項についてですとか、あるいは中期的な検討課題として有識者の先生のお知恵を賜りながら検討を進めていくべき事項ですとか、そういったところを御指摘頂いたと思っております。これらについて受け止めて、それぞれ適時適切なタイミングで検討を進めてまいりたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。

それでは続きまして第2部、偽情報への対策についてに移りたいと思います。こちらにつきましても、まず事務局より御説明をいただき、その後、質疑を行いたいと思います。

まずは事務局から御説明をお願いいたします。22ページから、お願いします。

【犬飼利用環境課専門職】 宋戸座長、ありがとうございます。それでは、第2部について事務局より御説明をさせていただきます。

第2部は22ページから49ページまででございます。大きく分けて2章構成になってございまして、「現状と課題」について47ページまで、「今後の方向性（結論）」について48ページ、49ページで、記載をしております。

まずは第1章「現状と課題」について御説明を差し上げます。これまでプラットフォームサービスに関する研究会では、偽情報が社会問題となっていることを踏まえ、その対応の在り方について御議論をいただき、2020年報告書をお取りまとめいただきました。その後、この報告書に基づきまして様々なステークホルダーによる協力関係の構築など、10の方向性に沿って取組が進められてきたところでございます。また、偽情報への対策に当たっては透明性、アカウントビリティーの確保が重要であるという点を踏まえ、プラットフォーム事業者に対するモニタリング等を実施いただいていたところでございます。

23ページからは、本年、2023年のモニタリングについて記載をしております。本年のモニタリングについて、ヒアリングの項目をお示ししており、質問項目は2022年と同様でございます。ヒアリングに応じていただいた事業者は、2月10日の本研究会で御発表いただいたのがヤフー株式会社様、LINE株式会社様、また4月13日の本研究会で御発表いただいたのがGoogle様、Meta様、Twitter様でございます。

そして、モニタリングの結果について24ページから記載をしております。まず、総論ですが、モニタリングの結果として、偽情報対策の取組はまだ十分とは言い切れないものの、行動規範の策定の議論が進んでいることなどから、我が国においても取組が進められつつあるとしてございます。その上で、Twitter様を除く全ての事業者において我が国における偽情報の対策、透明性、アカウントビリティーの確保の取組の進展が見られるもの

の、ほぼ同等である旨、記載をしてございます。Twitter様については口頭での御発表をいただいたものの、ヒアリングシート及び説明資料の提出がなく、透明性、アカウントビリティの確保の取組について後退があったと記載をさせていただいてございます。

その上で、25ページからヒアリング項目の各論について記載をしてございます。こちら、表で1枚つけさせていただいてございますのが、6月9日の第46回の会合の際にお示しをさせていただいたモニタリング結果の総評でございます。その上で、25ページの下半分以降でヒアリングシートへの事業者の皆様様の回答を項目別に要約して記載しつつ、それに対する先生方の評価、御議論を項目別に記載をさせていただいてございます。この要約、そして評価につきましては、第45回会合において事務局からお示した資料と実質的に同内容でして、こちらが33ページの上半分まで続いてございます。

そして33ページの下半分からは、偽情報の流通状況に関する調査について記載をしてございます。本研究会におきましては、モニタリングの実施以外にも様々な御議論をいただいております、その中に、みずほリサーチ&テクノロジーズ様より御発表をいただいた事項として偽情報に関する流通状況調査の結果がございました。2023年の調査では、例えば、偽情報について見抜く自信があるかという質問や、ウクライナ情勢に関する情報についてなど個別の偽情報に関する質問、偽情報に関連する用語の認知度に関する質問なども含まれています。こうしたアンケート等の調査結果を抜粋の上、記載しており、こちらが35ページの上半分まで続いてまいります。

その上で、35ページの下半分からは、偽情報に関する流通状況及び接触状況調査の結果について記載をしてございます。第42回会合におきまして山口真一准教授から御発表をいただいた際に、山口准教授からも調査の結果に御言及いただきましたので、その要旨についても記載をしてございます。具体的には、新型コロナウイルスのワクチンに関する偽情報や政治関連の偽情報など、特定のテーマの観点から調査をされた結果について記載をしてございます。こちらが36ページの上半分まで続いてまいります。

続きまして、36ページの下半分からは各ステークホルダーの取組状況について記載をしてございます。本研究会では、先生方に第二次取りまとめまでにお示しをいただいた方向性として「10の方向性」というものがございました。その10の方向性に対応する各項目、例えば多様なステークホルダーによる協力関係の構築などでございますけれども、その各項目につきまして、事業者の皆様からヒアリングシートに御回答いただいたこと以外のことも含めて、インプットをいただいたことを記載してございます。

まず、①多様なステークホルダーによる協力関係の構築につきましては、ジャパンファクトチェックセンターの設立についてSIA様より御発表いただきました。その後、ジャパンファクトチェックセンターは国際ファクトチェックネットワークにも加盟し、認証を取得されたということについても第46回会合において御発表がございましたので、併せて記載してございます。

また、37ページでは、本研究会の成果物である「偽情報対策に係る取組集Ver. 1.0」についても言及をしてございます。本研究会におきましては、春頃に事業者の皆様からご提出いただいたヒアリングシートも含め、偽情報対策のプラクティスを収集いたしました。それらにつきまして、先生方から御議論を頂戴した上で、「偽情報対策に係る取組集Ver. 1.0」という形で2023年3月にお取りまとめいただきました。

続きまして、④ファクトチェックの推進についても、ジャパンファクトチェックセンターの設立をはじめとして、この1年間で変化がございましたので同様に記載をさせていただいてございます。

⑥ICTリテラシーの向上の推進については、山本龍彦先生が座長をされているICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会が開催されています。その検討会における検討状況、リテラシーロードマップなども含め、リテラシー向上に関する検討の状況を記載させていただいてございます。

⑦研究開発の推進については、みずほリサーチ&テクノロジーズ様より発表がございました。その中で、幾つかの偽情報を検知する技術の御紹介がございましたので、要約をしこちらにも記載してございます。

⑧国際的な対話の深化については、G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合におきまして、偽情報対策に関するプラクティス集を作成しようということで宣言がなされたもので、そちらについて記載をしてございます。

続きまして、40ページからは情報空間の健全性に関する派生的論点について記載をしてございます。本研究会では、偽情報と関連し得るテーマとしてフィルターバブルやエコーチェンバーといった現象についても有識者の先生方から御紹介いただきました。具体的には、東京工業大学の笹原和俊准教授より、こうした現象についての基礎的な事項及び現在の研究の状況について御発表いただきましたので、それらについて42ページまで記載をしてございます。

また、42ページの末尾から43ページにかけては、フィルターバブルとエコーチェンバー

の共通点について記載してございます。笹原准教授から、ある情報に対して選択的に接触をしてしまっているという意味において、フィルターバブルとエコーチェンバーは共通点のある現象である旨、御指摘をいただきました。また、こうした現象の偽情報への影響や、選択的接触が意見の偏り、極性化、対立、分断などに対してどの程度影響を及ぼすかについては定量的かつ正確には見積もられていない旨も御指摘をいただきましたので、これらの点について記載してございます。併せてアルゴリズムの公開など、選択的接触の状況を可視化することの有益性についても御指摘いただきましたので記載してございます。

(3) の分極化につきましては、大阪大学の辻教授より、特定の政治的テーマなどについて分極化の状況を調査した御研究を御紹介いただきましたので、記載をしてございます。

(4) の情報的健康につきましては、山本龍彦構成員、東京大学の鳥海教授からデジタル・ダイエツト宣言をはじめとして情報的健康について御発表いただき、情報の摂取行動を意識することの重要性や、かかる行動を意識できる環境構築の重要性について御指摘いただきました。その際、「デジタル・ダイエツト宣言Ver. 1.0」についてはアップデートがなされ、Ver. 2.0になった旨を御発表いただきました。情報的健康の定義をより包摂的なものとする変更などをはじめとして、アップデートされた箇所を御紹介いただきましたので記載をしてございます。

45ページからは、海外動向について、こちら、みずほリサーチ&テクノロジーズ様より御発表いただいたことを記載いたしました。まず、米国の偽情報をめぐる動向について記載してございます。46ページでは、欧州連合の状況について、強化された偽情報に関する行動規範をめぐる状況などを記載してございます。46ページ下半分のオーストラリアの状況につきましても、行動規範の状況などを含めて記載してございます。また、47ページにつきましては、特定の国に限定せず、ファクトチェック団体やファクトチェック支援団体の諸外国における動向という観点からも、御発表内容を要約の上、記載をさせていただいてございます。

ここまでが現状と課題でございました。

続きまして48ページ、49ページでは今後の方向性について、大きく分けて2点、記載してございます。

結論の1点目が、モニタリングについてでございます。本研究会では、プラットフォーム事業者に対して、偽情報への対応の実施状況についてモニタリングが行われてまいりました。そのモニタリングにつきましては、当該サービスに対する客観的な根拠に基づく批

評を可能にすること等から運用の改善につながることを期待されており、したがってモニタリングの取組については継続的に実施していくことが適当であると記載してございます。

なお、2023年のモニタリングにおいては、Twitter様からヒアリングシート及び発表資料が提出されませんでしたので、こちらについて遺憾であると記載してございます。

結論の2つ目は、今後のさらなる検討でございます。本研究会では派生的な論点として、フィルターバブルやエコーチェンバーなどについて御議論を頂戴いたしました。こうした現象が偽情報の拡散に寄与しているかどうかは計算社会科学等の学術分野におけるさらなる研究が期待されるところでありますが、いずれにしても、レコメンデーションに関するアルゴリズムの公開やリテラシー教育等の方法により選択的接触を利用者に対して認知させることが重要である旨を記載してございます。

加えまして、近時は生成AIやメタバース等の新たな技術、サービスの出現等によりデジタル空間がさらに拡大、深化しています。アテンション・エコノミーを構造的要因とする場合を含め、プラットフォーム事業者だけでなく様々なステークホルダーがこうした問題について連携協力して対応すべきという観点から、こういった問題が情報流通の健全性に関わる課題の一つであると記載してございます。

その上で、総務省におきましてはこうした諸課題について検討するべく、同じく宍戸先生に座長をお願いさせていただいている「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する研究会」におきまして御議論いただいているところでございますので、引き続きこちらの検討会におきまして議論を深化させていくことが期待されると記載してございます。

また、研究用のデータの重要性についても御指摘がございましたので、研究に際して実データを入手しやすい環境の整備についても記載をさせていただいてございます。

第2部につきまして、事務局からの御説明は以上でございます。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただいた第2部の内容につきまして構成員の皆様方から御意見、御質問やコメントを頂ければと思います。御質問、御意見のある方はチャット欄で私にお知らせ頂きたいと思いますが、いかがでございましょうか。

宮内構成員、お願いいたします。

【宮内構成員】 何かすごいチャットが今、入っているんですけど、私もよくまとまっていると思うんですが、私から1点コメントさせていただきたいのは、非協力的だった会

社が幾つかあるというのが何か所か書かれていますよね。24ページには結構、Twitterについて細かくどういう事情だって書かれていますし、一応、見ますか。24ページですね。脚注に至るところまで、Twitterはこうだったということが書いていますよね。それから28ページのところでは、28ページのちょうど真ん中あたりでヤフーとMetaが、28ページ、そうですね。今、上から5行目ぐらいに出ている、ヤフーとMetaは一部の情報で公表がなかったということで、それを取りまとめて、申し訳ないですけど、48ページではもう1回Twitterのことも書かれているんですけど。

恐らく一般的な民間企業として、総務省さんから言われてそれを協力しないということは、何らかの理由があるんだろうと私は思うんですよね。今回のやつについて考えますと結構、特に外資系の企業で日本に関するものを抽出するのに時間がかかるとか、何かそういった手数がかかってしまうようなものについて答えるのが大変だとか、そういうことがあったのかなとは思っています。これは全くの想像ですが、裏返してみるとそんな工数をかけてまで答える意義を認めていなかったのかもしれないなということも思うところです。今、このところ、48ページのところではモニタリングの取組について継続的に実施していく、それは全くおっしゃるとおりですけれども、ただ結構、企業が手数を費やさないとはいけなくて、なかなか出しにくいようなものについて継続的にやるべきかどうかというのは、もう少し慎重に考えてもいいんじゃないかと思っております。

総務省さんとしては、こういった出してこなかったところというのは、どうして出してこなかったかというのは、ある程度つかんでおられるのかどうかを教えていただきたいと思えます。

私からは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。御質問でございますので、事務局いかがでしょうか。

【犬飼利用環境課専門職】 宮内構成員、御質問を頂戴いたしましてありがとうございます。今回、本研究会におきましては、このモニタリングにつきまして会社様とも御連絡のやり取りを担当させていただいてございます。詳細なやり取りにつきましては個社様のことで控えさせていただければとは思いますが、ヒアリングシートの項目などを含め、引き続き検討してまいりたいと考えてございます。ありがとうございます。

【宮内構成員】 ありがとうございます。細かいことは、もちろんここで言えることばかりではないと思しますので、総務省さんとしては把握されているということなので、そ

れを踏まえて今後のことを進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

【宍戸座長】 貴重な御指摘ありがとうございました。それでは山口先生、お願いいたします。

【山口構成員】 ありがとうございます。お時間がないと思いますので、先ほどチャットに要点を書きました。

まず何よりも、資料1の取りまとめにつきまして、宍戸座長、関係の先生方・皆様、事務局の皆様の御尽力に、改めて御礼申し上げます。

その上で、意見を2点、お伝えさせてください。

1点目として、資料1の第1部について、意見交換のラウンドは終わったところで、私は誹謗中傷等対策ワーキングの構成員でもありますので、内容面での意見は申し上げませんでしたけれども、むしろ議論を進める手続面に関して、私の考えを少し申し上げますと、互いにぶつかり合う意見や対抗利益間のきわめて難しいバランスが求められました。そうした中で、各構成員の先生方・皆様が貴重な知見を持ち寄って、議論を慎重に重ね、特に宍戸座長と事務局の皆様が随分御苦労されながら、資料1を取りまとめられたことに対し、ワーキングの親会であるこの研究会の場で、私から改めて感謝の意を表します。本当に大変だったと思います。

2点目として、資料1の第2部につき、先ほど宮内先生からの的確に御指摘いただき、事務局の皆様から背景事情について御回答頂きました点に関して、すでにチャットに書きましたように、今後どうするかという観点からの意見を口頭でお伝えさせてください。モニタリングの協力依頼に応じていただけなかった例があったこと（24ページの脚注15、及び48ページ）について、まさしく宮内先生がおっしゃったとおり、依頼に応じられない場合でも、その<理由>次第で、今後の望ましい対策の在り方は変わりうると思います。

そこで、資料1はすばらしくまとまっていますので、これを修正するというのではなく、あくまでも、今後の方向性として、立法や政策形成の前提となる<事実>をさらに積極的に確認し、エビデンスとして確保することを積み重ねていけば、アメリカ法やEU法とはまた異なる日本法ならではの、いわば民・産・学・官——これらは通常の言回しとは順番が違いますけれども、まず民があり、それから産があり、学のアカデミックは大事であり、さらに最後の砦となる国家としての官があると言えます——の諸アクター間の国境をも越えた<越境連携>に基づく法・政策の形成につながっていくと、私は思います。

今後もこのプラットフォームの研究会という親会の場で、先生方・皆様の果たす役割は大

きいであろうと、私は期待を込めて考えています。

以上です。いろいろと御尽力いただき、誠にありがとうございました。

【森構成員】 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。これもしっかりと取りまとめをしていただいていると思います。特に先ほど来、話題になっているプラットフォームの事業者さんのモニタリングに対する対応の結果を、Twitterについては透明化において後退が見られること、それから48ページに遺憾であるとしっかり評価していただいたのは私はいいいことだと思っています。

理由については、これは結構シンプルなんじゃないかと私は思っています、それはグローバルに世界各国でビジネスを展開されていますので、もちろん規制が強くて、例えばモニタリングに対応しないと大きな制裁があるというようなところでは、それは対応するのは合理的ですし、特に制裁がなければ工数をかけないのが合理的、そうでなければまた株主に説明もつかないので、そういう意味で合理的に行動されているのかなと思います。

また、それを我々で、日本でビジネスはしっかりされているわけですし、またTwitterの方、プラ研にいらっしゃって日本を重要な市場であると考えているとおっしゃっていましたよね。私、はっきり覚えていますけれども、そうであれば我々としては、それはしっかり対応してくれと、対応してくれないのは遺憾だと言う権利があるんだろうと思いますね。

今、法律がない、任意とはいえとありますが、任意でやっているわけですし、その中でもし仮に対応していただけるのであれば、それはもしかするとヒアリング、モニタリングの場であるこの検討会で非常に委員が厳しい態度で臨むと、そして、それをメディアが報道するというのであれば、もしかしたらプレッシャーがかかったかもしれませんけれども、「何か事情があったんじゃないでしょうか」と、「そんな無理なことを言ってもしょうがないじゃないでしょうか」、みたいなことを我々が言っているのであれば、Twitterとしては対応する理由はありませんし、それがTwitterとしての合理的な判断だと私は思います。

しかし今後はこの部分のモニタリング、ヒアリングが第1部の透明化に移って行って規律の対象となるわけですので、そこにおいてなかなかお願いしただけでは出ないと、また、検討会もそんなに厳しい雰囲気にはならないということを前提に、しっかりと情報を共有していただけるような法制度をつくっていただくと、それを運用していただくと、第1部へのフィードバックとして利用していただきたいと思っています。

最後に、遺憾であるとありますけれども、私としては、ここは極めて遺憾であるとしていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。御提案についてはこれから議論することとして、生貝構成員お願いいたします。

【生貝構成員】 大変丁寧におまとめていただいてありがとうございました。今の森先生のお話とも関連するところなんですけれども、まずこちら、偽情報への対応のところについて今後のまさにモニタリングが非常に重要だと書いていただいているところは非常におっしゃるとおりだと思います。そして少し戻りまして、これ、1と2合わせてのコメントになるのですが、まさしく2の誹謗中傷等の違法・有害情報対策に関しては、特に透明性に関する規律というところで重要な今後の進展というところが恐らく法制上も含めてあるのかと思いますところ、透明性、様々な情報を開示していただく、そして1のところにおいても言うまでもなく今後の引き続きのモニタリング、そしてそれに伴う体制整備ですとか、そういうことを含めた取組の改善というものを継続的に進めていただくのが極めて重要なんだと思います。

そうしましたときに、例えば1のところにに基づく透明性、情報の開示といったようなところが、これ、恐らく少なくとも部分的には2の偽情報に関するモニタリングというところに資する、関係する部分というものはあるのだろう、あるいはまた、2で言及されているようなデータの研究者等への提供といったようなところは、これ、1の誹謗中傷等の違法・有害情報に関するモニタリングに資する部分というのも恐らく様々な形で出てくるのだろう。そうした今回、便宜的に1部と2部で分けていただいていますけれども、そして恐らくは様々な形でこの後の3部の利用者情報の取扱いというのも関わってくる。

そうしたことをそれぞれの論点ごとの関係性、あるいはモニタリングをしっかりと併せて総合的にやっていくことの必要性、そうしたものを様々な形で意識しながら、まさしくこの望ましいインターネット上の情報流通の基盤の在り方というものを1人でも多くの人たちが参加する形で議論して、そしてそれをプラットフォーマー様の取組というものにつなげていく、そうしたことがこの報告書に基づいて今後進めていくことができるとよいのだろうと考えているところでございます。

私からは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】 大谷でございます。ありがとうございます。私もこのプラットフォー

ムサービス研究会の中の偽情報対策のところでは、特に科学者の知見などに触れる機会をたくさん頂きまして非常に個人的にも勉強になりましたし、こういった研究の積み重ねが偽情報対策にとって大変有効であることも分かりましたので、このような科学者を応援するような仕組みというのを引き続き設けていくことが必要だと考えております。

その関係でもあるんですけれども、今回の取りまとめでも触れていただいているんですが、3月に取りまとめていただいた事例集の1.0というバージョンがあったと思います。これでは、その中では各社の取組に加えて総務省としての取組にも触れていただいているところですが、このような偽情報対策というのは社会全体で対応していかなければいけないものですので、さらにその収録する範囲を広げてこの取組集といったものを更新していただくことも、ぜひ続けていただければなと思っております。

現在1.0ということで、その後、追記すべき事項というのも、この報告書に盛り込まれている内容だけでも多岐にわたっていると思いますので、それをオープンにさせていただくことで、今回なかなかモニタリングに応じただけなかった事業者にとっても参考になる情報が盛り込まれているとも思いますし、今後この取組集を更新する受皿になる研究会等がどのように設けられているのか、事務局などにお考えがあれば聞かせていただきたいと思っております。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。今の大谷構成員からは事務局への御質問が含まれていますので、よろしくお願いいたします。

【犬飼利用環境課専門職】 大谷先生、御指摘及び御質問を頂戴いたしましてありがとうございます。また、偽情報対策に係る取組集Ver. 1.0のお取りまとめにつきましてもありがとうございます。

こちらを更新していく場などにつきましては、頂いた御指摘を踏まえまして引き続き検討してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

【宍戸座長】 大谷構成員、よろしいでしょうか。

【大谷構成員】 まだ具体的な更新のご予定はなさそうですね。そのまま更新するのではなく、より情報共有に資する別の方法で共有いただくことでももちろん構わないと思うんですけれども、ぜひ前向きに御検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【犬飼利用環境課専門職】 承知いたしました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。私からも一言申し上げますと、この49ページに書いていただいたとおり、新たに総務省の適正化室でデジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会を立ち上げて、そちらも例によって私の逃げ足が遅くて、お引受けをせざるを得ない状況であったのでありますけれども、しかし、そこではAIの問題、メタバースの問題も含めて偽情報の問題についてさらに議論していくということでございます。

したがいまして今、大谷構成員から御指摘頂いた事例集等の件につきましても、私でこれは引き取りまして、そちらの検討会で引き続き、バージョンアップしていくべきものではないかということは御議論をさせていただきたいと思っております。むしろこれは私に御注意を頂いたものと受け止めさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

【大谷構成員】 受け止めていただきましてありがとうございます。よろしくお願いたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それで、この第2部につきまして御発言御希望の構成員の皆様からの御意見、コメントをひと通り承りました。これにつきましてもこれまでの本研究会での偽情報等の対策、全体を振り返って御議論に御参加いただいた中での記載につきまして、基本的には大筋で御了解をいただいたものと私としては受け止めたところでございます。

1点、モニタリングの在り方につきましてです。任意のモニタリングである中で、まさに経済的合理性といったことも判断しながら、我々から見ても十分に御協力をいただいた事業者の方と、諸般の事情で今回それがかなわなかった事業者の方と双方おられることについては、必要かつ十分な記載を残すことが、私といたしましてはこの研究会の責務であるだろうと考えて、事務局とも御相談をし、構成員の皆様の前にお寄せいただいた御意見等も踏まえながら、このような記載でいかがかと思ってきたところでございます。

なかなか個社の事情について立ち入ってこのペーパーで書くということは、そのこと自体、例えば確認を取るのか、取らないのかといった問題もございますので、私も事務局とお話をし、承知している範囲で客観的な事実としてこのような書きぶりさせていただきたいと思っております。

それから森先生から、遺憾というのではなく極めて遺憾と書いたらどうかという御提案もございまして、個人的には様々思うところもございまして、同時にまさに森先生からも御指摘頂きましたとおり、ここで挙げさせていただいた個社様については日本が非

常に重要な市場であり、今後この種の取組、モニタリングへの協力も含めて様々な対応を御検討されているのではないかと考えております。個社のモニタリング等への日本社会でのこの種の取組への協力を促すことと、また繰り返しになりますが、今回のモニタリングで御協力を頂いた個社様、別の会社の方々との差異をこれは明文化しておくべきではないかという観点から考えたときに、申し訳ありませんが、これは座長としてこの遺憾であるという表現でひとまず、この後、進めさせていただけないかと考えているところでございます。

この点につきましては、よろしゅうございますでしょうか。

【森構成員】 はい。心残りではありますが納得いたしました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは申し訳ございません。引き続きまして、まだまだ心残りもあるかもしれない、第3部に議論もさせていただけないかと思っております。すなわち、利用者情報の適正な取扱いの確保についてでございます。こちら、事務局より御説明をいただき、また、その後質疑を行いたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

【川野利用環境課課長補佐】 第3部の利用者情報の適正な取扱いの確保について御説明させていただきます。こちら、2章構成となっております。第1章はページ50から52ページ、第2章は53ページから57ページに記載しております。よろしくお願ひいたします。

まず、50ページを御覧いただければと思います。まず、第1章のプラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループの議論の結果について御説明させていただきます。こちらは令和4年6月に成立した電気通信事業法の一部を改正する法律により新たに定められた外部送信規律について、その施行に向けて当該ワーキンググループにおいて関係省令及びガイドライン等について御議論いただきました。こちら、プラットフォーム研究会の第二次取りまとめにおいて法律で規定された事項について、例えば規律の対象、規律内容でございますとか、通知または利用者が知り得る状態に置くべき事項につきまして方向性をお示しいただいていたところでございます。

これを踏まえ、総務省で電気通信事業法施行規則の改正案をお示しの上、事業者団体等へのヒアリングを実施し、御検討いただいております。構成員の先生方からは、規律の対象範囲や通知公表の事項等について明確化を行うべきとの意見が示されたことを踏まえ、外部送信規律の施行について配慮すべき事項を整理し、各事項に対する対応方針をお示しいただいたところでございます。

52ページでございます。外部送信規律の施行に向けて配慮すべき事項に対する対応として、まとめを記載しております。また、こちらを踏まえまして規律の詳細について明確化を行うために、「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」及びその解説において新たに外部送信に係る章を設けることとし、総務省において改正案を作成の上、事業者団体等へのヒアリングを実施の上、その内容について検討いただいております。その結果、役務提供のために真に必要な情報の適用除外の考え方、同意取得の方法等について御意見あったことを踏まえ、改正案の反映を行っているところでございます。

また、御意見のうち、個別事項の記載については、ガイドラインの解説において網羅的に記載することには限界があるとの御意見をいただいたことを踏まえ、ガイドラインの解説からは削除し、総務省のホームページにおいてFAQの形で公開することとなっております。

なお、これらの施行規則、ガイドライン、ガイドラインの解説につきましては本年6月に施行となっております。対応方針における御指摘を踏まえまして今後、外部送信規律の施行状況をモニタリングしていくことが適当であるとされているところでございます。第1章は以上になります。

続いて、第2章に移りたいと思います。こちらは「電気通信事業における個人情報の保護等に関するガイドライン」に基づき、モニタリングを実施し、定期的にモニタリングを行うことで現状を把握し、その結果を踏まえ、電気通信事業ガイドラインについて必要な見直しを検討することという取組を総務省において行っております。

本年は「デジタル広告市場の競争評価 最終報告」の中で、経済産業省による透明化法のモニタリングと連携することとされていた、同法の規律対象事業者であるGoogle、Meta、LINEヤフーの3社に対して、デジタル広告分野におけるパーソナル・データの取扱いの観点からモニタリングを実施したものになります。

今年度のモニタリングに当たりましては、令和4年度の利用者情報ワーキングにおけるヒアリング項目を基本としながら、「デジタル広告市場の競争評価 最終報告」において確認するとされていた項目等を中心にヒアリングを実施しております。プラットフォーム事業者の取組を通じ、消費者の理解等が進んでいるかとの観点から確認を行ったものになります。ヒアリング項目、ヒアリングシートにつきましては、52ページ、53ページに記載しているところでございます。

53ページの2に、モニタリングの結果を記載させていただいております。ヒアリング項

目、4点ございましたけれども、そちらに沿って御説明させていただきます。(1)としまして、取得する情報の内容、取得・使用の条件の開示についてでございます。アに事業者の取組を記載しております。各社からは、プライバシーポリシーを策定し、取得する情報の内容等を定めていると、また、各社独自のコンテンツ等により利用者に分かりやすくするための工夫を行っているという説明がございました。

イにモニタリング結果を記載しております。事業者の取組と重なる点もございますので、モニタリング結果を御説明させていただきます。1ポツ目ですが、アカウントを取得している利用者に対しては、利用者情報の取扱いの概要をわかりやすく説明する工夫を行っている点は評価できるとしております。

他方、2ポツ目でございますけれども、アカウントを取得していない利用者やログインしていない利用者に対しては説明等について改善の余地があるため、今後さらなる検討を要するといったような点でございますとか、3ポツ目ですが、プライバシーポリシーの個別の記載事項の中には一般の利用者にとってわかりにくいものもあるため、記載方法について改善の余地があるといった点の指摘がございました。

また、4ポツ目ですが、第三者から利用者情報の提供を受けている場合や、第三者のウェブサイトを通じて利用者情報を取得しているものについては、利用者による情報取得の認知が困難であるため、利用者がよりよく知り得るようにしたほうがよいとの意見等を頂戴したところでございます。

(2) ターゲティング広告を実施する旨及び事前の設定の機会やオプトアウト機会の提供についての開示

でも同様な点を御指摘いただいております。ア事業者の説明でございますけれども、先ほどと同様ですけれども、各社から利用者から取得した利用者情報を活用し、広告配信を行っている。広告表示を行うに当たって利用される情報を、ユーザーがコントロールできるといったことで、それぞれ取組を御紹介いただいたところでございます。

イにモニタリング結果をまとめさせていただいております。1ポツ目でございますが、アカウントを取得している利用者に対しては、概ね広告設定に関するツールが提供されており、利用者自身で利用者情報を活用した広告の表示に関する設定を行うことができるようになっている点は評価できるとしているところでございます。一方で、アカウントを取得していない利用者や、ログインしていない利用者がサービスを利用する場合には、広告の表示に関する設定ができないか、限られた範囲でしか設定ができないため、わかりやす

い説明とともにオプトアウト等の設定方法を示す必要があり、今後更なる検討を要するといった御意見をいただいているところでございます。

3 ポツ目ですが、利用者が設定・コントロールができることはよいが、全てを理解して設定することは難しいため、説明方法や設定支援など工夫の余地があるという御指摘がございました。また、オプトアウト等の設定画面への導線がわかりにくいため利用者に対しわかりやすく周知がなされるとよいのではないかと等の御指摘をいただいたところでございます。

(3) でございます。消費者がデータの取得・利用を拒否した場合の、サービスを利用するオプション提供の可否の開示ということでございます。各社からはオプトアウトした場合にもサービスの継続利用は可能となっているといった御説明があったところでございます。モニタリング結果としましては、利用者情報について、例えば、広告表示に用いない旨の設定を行った場合に、広告以外の方法には利用されないのか、削除されているのかといった点は確認が必要であるので、そういった点は今後さらなる検討を要すると御意見頂戴したところでございます。

(4) データ・ポータビリティの可否・方法の開示でございます。こちら、事業者の説明につきましては、各社方法は様々でございますけれどもデータ・ポータビリティについては基本的に実施しているということで御説明あったところでございます。こちら、モニタリング結果でございますけれども、事業者によって利活用される利用者情報には、取得したデータだけではなく、取得したデータを元に事業者が生成したデータが存在するが、こうした生成データについては利用者がダウンロードできない点について、改善の余地があるのではないかと、今後さらに検討を要するという御指摘をいただいているところでございます。

57ページ、今後の取組の方向性でございます。モニタリング結果につきましては、4 点の論点に関して述べさせていただきましたけれども、今後、総務省による利用者情報の取扱いに関するモニタリングを行うについては以下のとおり行っていくことが適当であるということで、御指摘頂戴しているところでございます。

まず、3 点、枠組みに関する御指摘がございました。1 ポツ目でございますけれども、モニタリングの根拠である電気通信事業ガイドライン第52条第2 項等に基づき、デジタル広告分野に限らず、利用者情報の取扱いについて継続的にモニタリングを行うべきである。また、2 点目でございますけれども、このようなモニタリングを行うに当たり、総務省に

において安定的なモニタリングの枠組みを作ることが必要である、3点目に関しましては、モニタリングを行うに当たり、事業者からの情報提供が十分に得られるように、総務省においては、ヒアリング項目や方法の工夫を行うとともに、必要に応じ制度的な対応を検討すべきであるといった御指摘頂戴したところでございます。

4点目に関しましては、今後のモニタリングに当たって必要であるというような事項として頂戴した御意見でございます。モニタリングを行うに当たっては、特に利用者保護の観点に立ち、新たなターゲティング手法の登場等の業界の動向を踏まえながら、プラットフォーム事業者における情報取得の方法等、利用者情報の取扱いについて確認していく必要があると。また、上記のモニタリングを行うに当たっては、特に今般のモニタリング結果において要検討事項と指摘された事項について検討を深めることが必要であり、その上で、プラットフォーム事業者がアカウントを取得していない利用者やログインをしていない利用者からも情報を取得していること、第三者や第三者のウェブサイトを通じて情報を取得していることに関して、利用者保護の観点から対応を行うべき点がないかについて検討を行うことが必要であると、このような御意見頂戴したところでございます。

第3部についての御説明は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました第3部、利用者情報の適正な取扱いの確保についてですけれども、これにつきましても構成員の皆様方から御意見、御質問コメントを頂きたいと思えます。御質問、御意見ある方はチャット欄で私にお知らせいただきたいと思えますが、いかがでございましょうか。

それでは寺田構成員、お願いします。

【寺田構成員】 よろしくお願いたします。こちらにつきましては、2点ほど意見を述べさせていただきます。非常にこちら難しい内容についてモニタリングをしていただいていたありがとうございました。

その中で、今回のまずモニタリング、こちらに関してはターゲティング広告を念頭に置いたものになっていたかと思えます。ただ、この分野、技術進化が非常に速くて、来年にはサードパーティークッキーが事実上、廃止されて使えなくなるということで、現在のターゲティング広告の仕組みというのが大きく変わってきます。それに伴って手法であったりとかアクター、そういったものの役割も大きく違ってくるというところがあります。

今回の部分に関しては、どちらかといえば経済産業省様の透明化法、こちらに合わせた形になっていますが、総務省様の利用者情報の適正な取扱いということでいくと、ここと

はまた違う観点で考えていく必要があるのかなと思いますので、普遍的、全般的な取組というものと、それから非常に変化が激しい個別分野というものに関しては少し分けてもう一度整理して考えていく必要があるのかなと思っています。

特に今回の広告のようなものというのは非常に進化が速くて、複雑化しているということから、検討についてはこの分野の専門家というものについてももう少し意見を聞くといったことが必要ではないかなと今回、感じました。恐らく、その点に関しては広告に限らず、ほかの分野でも同じようなことが起きてくるのだらうと思っています。そういった意味では総務省様で、ぜひいろんな分野の専門家という方たちを集められるような、そういった仕組みみたいなものも考えていただければいいのかなと思っています。

それと、もう一つは全般的なお話になるんですが、これを総務省の方にお願ひするのは多少無理があることは知りつつ、個人情報と利用者情報、それから電気通信事業や役務を営む者とそうでない者といったような形で非常に複雑化しています。これ、事業者サイドからすると自分たちが何に該当しているのか、自分たちがやっていることが一体どの規律に関与するのかということところが非常にわかりにくくなってきているというのがあります。こういった点に関して、何らかの整理みたいなものをしていただけると非常にいいのではないかなとは思っています。

なかなか、これは各省庁のデマケの問題もあるかと思いますが、難しいとは思いますが、事業者であったりとか、利用者からしてみても、それが個人情報、利用者情報で分けて考えているかといえば、そういったところもありませんし、電気通信事業関係の会社さんなのか、そうじゃない小売であったり、今回の対象外の会社がやっている外部送信なのかとかの違いとかというのは、まず分からないというところがありますので、この辺りの整理というのも一度、ぜひしていただければありがたいなと思っています。

私からは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは次に崎村構成員、お願いします。

【崎村構成員】 ありがとうございます。まず、第1部から第3を通じて非常にすばらしい取りまとめ、ありがとうございます。その上で、寺田構成員とかぶりますけれども、広告とかこの辺、物すごい勢いで動いているんですね。技術的にも変わっていつているので、結構小まめにケアして見ていってあげる必要がある分野であろうかと思っています。特に今後、プロファイリング情報の重要性が増えていくと考えられますので、さらなる検討が必要と書いていただいておりますが、同時にモニタリング等も密接にしていっていただける

ような体制を整えていただければと思います。

それからもう1点、(4)のデータ・ポータビリティですが、今回お話を伺わせていただいた事業者さん方はデータ・ポータビリティ対応という観点では相対的に大変よく対応されている事業者さんたちだと私は思っています。今回のヒアリングの対象外の方々の状況というのは結構、問題含みであろうと私は認識しておりまして、そういった意味では今後に向けてそういった点についても、モニタリングの対象を広げていく観点でも改善していただければと思います。

以上でございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。利用者情報についてもしっかりした取りまとめをしていただいたと思っています。モニタリングについては、私は崎村さんとは違う感想を抱きまして、これも時間的なこともあり、十分なモニタリングが果たしてできたのだろうか。特に割と冒頭からいろんな委員の方が、それはワーキングの方も含めますけれども、アカウントを取得していない利用者についての問題みたいなことについてはあまり情報が得られなかったのではないかなと思っています。

これは、一つはここも先ほどのお話と同じでして、法的な根拠を持たないモニタリング、ヒアリングであるからということだと思えますね。今回この取りまとめによって非常にはっきりしたことが一つあると思います。まず、第1部においてプラットフォームの権利侵害情報に対する送信防止の迅速化、それからモデレーション全般に対する透明化ということ法制化しようと、制度的に担保して迅速化、透明化を実現しようということになったわけですね。

これは何かといいますと、これまでプラットフォーム規制として我々が知っている取引透明化法、それから取引デジタルプラットフォームの消費者保護法の2つは、これはいずれも基本的には取引を前提にしているわけですね。

今回、こちらでお鉢が回ってきたモニタリングに関しては、これは取引型プラットフォーム、マッチング型プラットフォームではなく投稿型プラットフォームが舞台なわけですし、したがってMetaやGoogleやヤフーにお願いをしていたわけですが、そうであっても、どういう法律の中身かというと、取引透明化法というのは公正な競争環境の実現を最終的な目的とすることが法律にも書かれているわけですし、その第1条にですね。特定デジタルプラットフォームに関する公正かつ自由な競争の促進を通じて、国民生活の向上

及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とされていますので、ここでは、プラットフォーム上の取引、それはモールや、モールの場合はモールの管理者と店舗、出店者であるわけですし、投稿型のプラットフォームの場合はプラットフォームと広告主の間の取引ということになります。

何が落ちているかというと、個々の消費者保護ということが落ちているわけですが、そのプラットフォームにおける消費者保護というテーマも非常に重要でして、特にこのプラットフォーム研究会では投稿型プラットフォーム、取引型プラットフォーム、モールとかフリマとかアプリマーケットとかではない投稿型のプラットフォームですね。お金のやり取りが消費者レベルで発生しないものについてしっかり見てきたわけですが、そちらについて投稿のモデレーション、コンテンツのモデレーションについて迅速化、透明化について法律をつくりますと、これもプラットフォームに関する、統合型プラットフォームのコンテンツモデレーションに関する法律と仮称で命名してもいいと思いますが。

そうすると一つ、やはり大きなところが抜けてくるのが、この利用者情報の取扱いということですね。この利用者情報の取扱いについても投稿型プラットフォームの利用者情報の取扱いに関する法律というのがプラットフォーム規制として必要であるわけですが、そこだけ大きな穴があいているのが現状ではないかと思えます。

ですので、そのところを法制化して、その中で透明化法と命名するかどうかは別にしまして、私は個人的には透明化だけじゃないと思っていますので透明化法じゃないほうがいいとは思っているんですけども、透明化の作用というのは当然必要ですので、投稿型プラットフォームの利用者情報の取扱いに関する法律、箇条の中で透明化の作用としてモニタリングに関する規定をつくっていただいて、全ての事業者さんが同じようにモニタリングの機能、情報共有の機能を果たしていただくことを目指すべきではないかと思えます。

そうしないと、先ほどのTwitterのように対応しないと、それが株式会社としての合理的な選択であるということになってしまうので、ここに法律がないことが今後の重要な課題ではないかと思っております。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは生員構成員、お願いします。

【生員構成員】 こちらの取りまとめ、ありがとうございます。また、主に森先生のお話にも少し関連して、なおかつ1、2、3の関わりでということになるのですが、今回このデジタル広告について、一つは利用者情報、そしてまた透明化法等の全体の中で

は競争政策等の観点からも検討が進められていることは非常に重要なことだと思っております。そしてまた同時にこのデジタル広告というもの、それ自体がまさに情報流通の媒体であると同時に、また様々な情報の流通に対する経済的基盤の役割というものを果たしている、その情報というのは恐らく流通することが極めて重要な情報、あるいは必ずしもそうでない情報の両方というものが含まれること、これ、後者に関してかなり国際的にも多分、ディスインフォメーションとの関わり等でも議論が出てきていることは御承知のとおりかと思えます。

そうした中で、まさしく1や2との関わりの中でもこのデジタル広告といったようなものをどのように考えていくのか、ルールの在り方というものを考えていくのか、そうしたまさに総合的視点というのが今回のプラットフォーム研究会の報告書の一つの成果との関わりとも見えてくるのかなということを感じたところです。

まずは私から以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは木村構成員、お願いいたします。

【木村構成員】 木村です。今回このヒアリングを伺って、この検討会のメンバーだからわかったことというのが多くありまして、逆に言うと一般の利用者からは自分の情報がどう管理されているのかというのは本当に分かりにくいということを感じた次第です。自分の情報の何が外部送信されているのかということですか、ログインしている人としていない人の区別をどうしているのかということは、本当に一般の利用者からは分かりにくくて、この点に関しても利用者に不利益にならないということが本当に大事だと思っています。

情報について、自分のどの部分の情報がどのくらい管理されているかによって、変な話ですけども、偽の自分が仮想空間の中に勝手につくられてしまっているのではないかということも考えられますし、それが本当に自分にとって不利益になるのではないかということはどうやって確認したらいいのかということも、今後の課題だと思っています。

それからもう1点なんですけれども、広告の表現についてですが、本当に最近ウェブを見ていると広告がひどくて、本文を見たくてもポップアップで広告がどんどん、どんどん上がってきて、バツェン印をつけて消しても、消しても上がってくる。次のページへいくとまた上がってくるという感じで、広告主とか、事業者で見たら広告を見てほしいし、無料だからと思っているのかもしれませんが、果たしてこれは効果的な広告方法なのかと私は本当に常々思っていて、画面を見るのが本当嫌になってしまって、本文を見たかったは

ずなのに、もういいやと思ってしまうことがあります。こういう行き過ぎた広告というのはどうなんだろうと思っております。これら2つとも今後の課題として、ぜひ検討していただければと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。この第3部につきましてもコメントをたくさん頂きました。手を挙げていただいている構成員の皆様には全て御指名させていただいたかと思えますけれども、さらに御発言等ございますか。

この第3部につきましては今、おっしゃっていただいたデジタル広告分野における個人情報、利用者情報の取扱いという観点からの今回のモニタリングの問題、それから広く本来、総務省として行うべき電気通信分野における利用者情報の取扱いに関するモニタリングの在り方について、今回の限定されたモニタリングで見てきたことも踏まえて整理をさせていただき、それについても本日、御指摘を頂いたところでございます。これもいずれにつきましても、この報告書案の記載そのものに修正が必要であるというよりは、これをさらに実装していく、総務省において今後の在り方を検討していただく上での観点、あるいは御指摘を頂いたのかなと思っております。

また第1部、第2部、第3部全体を通じましてプラットフォームサービスに対するモニタリングの在り方を具体的に適切に行っていくべきだということについても、通じて御指摘を重ねていただいたものと思います。

森先生、お願いします。

【森構成員】 大変失礼いたしました。締めようとされているところに。先ほど投稿型プラットフォームと言ってしまいましたが、投稿型より広告プラットフォームのほうがいかなと思いましたので、訂正をさせていただきます。

以上です。

【宍戸座長】 いえ、大事な御指摘です。ありがとうございます。

今回のモニタリングにつきましては、まさにデジタル広告市場との関係でということでもありましたので、それを担当されている経済産業省、またデジタル市場競争本部の方々にこちらの議論としてこういうことが見えましたということをお伝えし、先ほど木村構成員からのお話にもありましたようなデジタル広告、それ自体の課題についてつながる部分もあろうかと思えます。

また、これも先ほどのコメントにもございましたけれども、個人情報保護法の規律と、

それから電気通信分野における利用者情報の規律の、一体的なコンプライアンスを事業者の目線でどう確保していくかということについても御指摘を頂きましたが、これらにつきましては総務省において、同じく電気通信分野、個人情報ガイドラインを共管されている観点からも、個人情報保護委員会様ともよく検討いただければと思っているところがございます。

というお話をしている間に、予定の時間でもございますので自由討議を終了させていただければと存じます。本日、第三次取りまとめ案、1部、2部、3部とございますけれども、御議論をいただきましてありがとうございます。私といたしましては構成員の皆様方の御指摘を踏まえて、この第三次取りまとめ案についてはこの内容で御了解いただき、意見募集にかけて広く事業者あるいは消費者、利用者の方々の御指摘を仰ぎたいと思っておりますが、この内容で御了解いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、第三次取りまとめ案につきましては、先ほど申しあげましたように意見募集にかけて広く御意見を伺いたいと思います。事務局におかれましては年末が迫っているということもございますので、速やかに意見募集の手続を進めていただきたいと思います。

それでは、事務局より連絡事項をお願いいたします。

【木村利用環境課課長補佐】 ただいま宍戸座長から御説明いただきましたとおり、第三次取りまとめ案につきましては速やかに準備の上、事務局にて意見募集手続を行ってまいります。

次回会合につきましてはですけれども、別途、事務局から御案内をさせていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。これにて本日の議事は終了となります。以上で、プラットフォームサービスに関する研究会第51回会合を終了とさせていただきます。本日も皆様、お忙しいところを御出席を賜り、誠にありがとうございました。年末でございますので、どうぞよいお年をお迎えいただければと思います。これにて閉会といたします。